

司法制度について

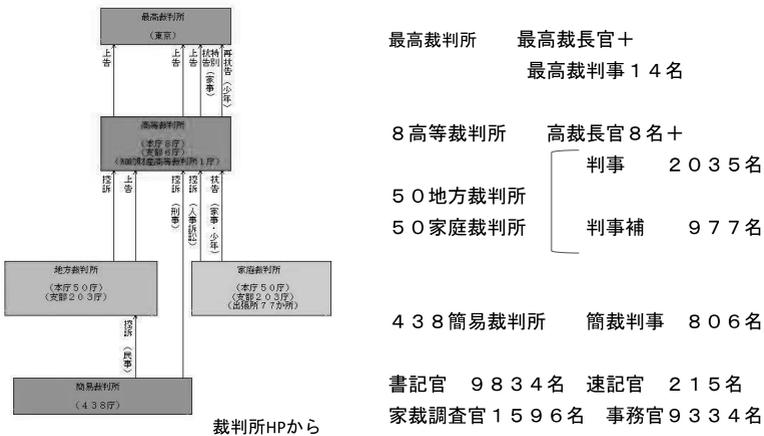
最高裁判所を中心に



©2018 大橋正春

1

裁判所組織図



2

裁判所予算

平成29年度予算

総額 3177億円

<内訳>

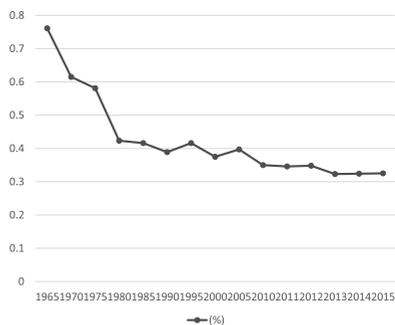
人件費 2666億円(84%)

施設費 159億円(5%)

物件費 352億円(11%)

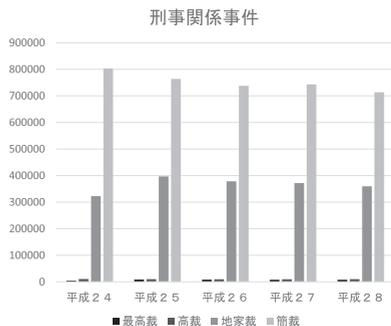
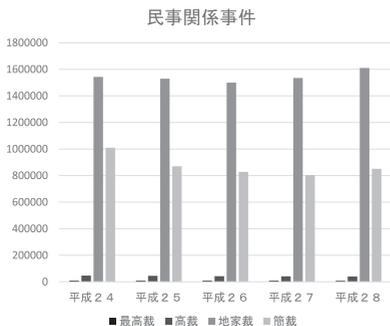
国家予算9兆4547億円の0.33%

国家予算中の司法予算割合推移 (%)



3

既済事件数の推移



4

最高裁判所の役割

- ① 法令等の憲法適合性の判断
(憲法裁判所)
- ② 法令の解釈適用の統一
- ③ 個別事案の救済

5

憲法裁判所

1 憲法訴訟を担当するために通常の裁判所とは別に設置される裁判所(狭義)

2 オーストリア・ドイツ・フランス・イタリア・ロシア・韓国・台湾・インドネシア・タイ・コロンビアなどで採用(英・米・日などは採用せず)

3 裁判官

ドイツ：16名、任期12年、連邦議会・連邦参議院が各半数を選出、大統領が任命

韓国：9名、任期6年、大統領が任命(指名権は大統領3名、国会3名、最高裁長官3名)

(出典：ウィキペディア)

6

第一小法廷

□池上政幸
◎小池 裕
○木澤克之
○山口 厚
◎深山卓也

第二小法廷

◎大谷直人
○鬼丸かおる
※山本庸幸
◎菅野博之
□三浦 守

第三小法廷

☆岡部喜代子
◎山崎敏允
◎戸倉三郎
※林 景一
○宮崎裕子

◎ 裁判官	□ 検察官	○ 弁護士	※ 行政官	☆ 学者
-------	-------	-------	-------	------

7

最高裁裁判官の任命式・認証式



8

大法廷



9

最初は小法廷で審議 大法廷への回付事由

- ① 当事者の主張に基づく憲法適合性判断
- ② 違憲判断
- ③ 判例変更
- ④ 小法廷の意見が各同数の2説に分かれる
- ⑤ 大法廷での裁判が相当と認める

10

小法廷の審議方法

- 持ち回り審議
- 正式審議（審議室審議）



三小評議室

11

「要するに民主主義の美名の下にその実得手勝手な我儘を基底として国辱的な曲学阿世の論を展開するもので読むに堪えない。」

「論者よ、以上の改正がどうして親殺し重罰の観念を温存したことになり、また、何が古いワクをそのまゝにしたのであり、更に何が立法として筋が通らないのであるか、休み休み御教示に預りたい。」

最大判昭和25年10月11日齋藤悠輔裁判官補足意見

12

最高裁判事の執務状況

民事・行政事件

上告・上告受理申立て 6, 330件

特別抗告など 2, 599件

刑事事件

上告・上告受理申立て 3, 494件

特別抗告 1, 310件

13

最高裁調査官

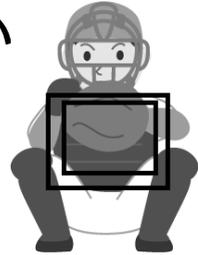
- 人数：首席以下41名
- 調査官と裁判官の関係は事件ごと
- 調査官への事件配点は機械的（調整あり）
- 役割
 - ① 調査報告書作成
 - ② 審議の陪席
 - ③ 判例解説執筆

14

最高裁の裁判の特色

- 原判決を破棄するか否か
- ストライクゾーンの違い
- 事件を選ぶ

自分が判断するなら内枠
原審判断を評価するなら外枠



15

最高裁裁判官はどのように判断するか？

- 記録に基づき、あらゆる要素を考慮し、全人格的に判断
- 具体的には
 - 結論の妥当性
 - 法律論の妥当性
- 究極的には常識

16

最二小平成23年2月18日判決の須藤補足意見

「本件贈与税回避スキームを用い、オランダ法人を器とし、同スキームが成るまでに暫定的に住所を香港に移しておくという人為的な組合せを実施すれば課税されないというのは、親子間での財産支配の無償の移転という意味において両者で経済的実質に有意な差異がないと思われることに照らすと、著しい不公平感を免れない。」

「一般的な法感情の観点から結論だけを見る限りでは、違和感も生じないではない。しかし、そうであるからといって、個別否認規定がないにもかかわらず、この租税回避スキームを否認することには、やはり大きな困難を覚えざるを得ない。」

「法解釈によっては不当な結論が不可避であるならば、立法によって解決を図るのが筋であって、裁判所としては、立法の領域にまで踏み込むことはできない。」

17

個別意見について

- 多数意見（法廷意見）
- 個別意見
 - 反対意見
 - 意見
 - 補足意見

18

最三小平成24年7月9日決定 (集刑308号53頁)

- ・ 児童ポルノのURLをホームページ上に情報として示したことに留まる被告人の行為の「公然と陳列」該当性を認めた原判決への上告事件
- ・ 多数意見：上告棄却
- ・ 大橋反対意見（寺田裁判官同調）

19

最三小平成28年3月1日判決 (民集70巻3号681頁)

- ・ 認知症に罹患した91歳の男性が駅構内の線路に立入り列車に衝突して死亡した事故に関し、鉄道会社から男性の長男、妻（当時85歳）に対する損害賠償請求事件で、長男の責任を認めず、妻の責任を認めた原判決に当事者双方が上告等を申立てた事案
- ・ 結論は全員一致、理由は3対1対1

20

最三小平成25年12月10日決定
(民集67巻9号1847頁)

- ・ 法律の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子の嫡出の推定の有無が争われた事案
- ・ 多数意見（3名）は推定が及ぶとする
- ・ 反対意見（2名）は推定が及ばないとする

21

最大平成28年12月19日決定
(民集70巻8号2121頁)

- ・ 共同相続された普通預金債権等は遺産分割の対象となるかが争点
- ・ 多数意見は、判例を変更し、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されず、遺産分割の対象となる
- ・ 大橋意見は、可分債権であっても遺産分割の対象となり、判例変更は不要

22

ご清聴ありがとうございました。

引き続き裁判所の役割と司法権の独立について
のご理解とご支援をお願い致します。

元最高裁判事・弁護士 大橋正春